（乙控え）

チケット販売受託契約書

（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人中津文化協会（以下
いう。）との間に、次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約は甲の主催とする事業の活性化のため、乙はチケット販売業務を受託する。
２　取扱期間、支払区分、支払期日及び販売手数料は下記の表のとおりとする。

公　演　名	
受 託 枚 数	
取 扱 期 間	年　月　日 ～　年　月　日
支 払 区 分	現金
支 払 期 日	取扱期間終了時
販売手数料	総売上高の　％

第２条　乙はチケットを紛失若しくは破損した場合はチケット料金を弁済するものとする。

第３条　この契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めることとする。

第４条　この契約の有効期間は、取扱期間終了時とする。

この契約書の証として、甲は委託契約書、乙は受託契約書を各々１通を所持する。

令和　年　月　日

（甲）

（乙）
大分県中津市豊田町14番地38

特定非営利活動法人中津文化協会

理事長　里見　隆彦

（甲控え）

チケット販売委託契約書

（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人中津文化協会（以下
いう。）との間に、次のとおり契約を締結する。

第１条　この契約は甲の主催とする事業の活性化のため、乙はチケット販売業務を委託する。
２　取扱期間、支払区分、支払期日及び販売手数料は下記の表のとおりとする。

公　演　名	
委 託 枚 数	
取 扱 期 間	年　月　日 ～　年　月　日
支 払 区 分	
支 払 期 日	
販売手数料	総売上高の　％

第２条　乙はチケットを紛失若しくは破損した場合はチケット料金を弁済するものとする。

第３条　この契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めることとする。

第４条　この契約の有効期間は、取扱期間終了時とする。

この契約書の証として、甲は委託契約書、乙は受託契約書を各々１通を所持する。

令和　年　月　日

（甲）

（乙）
大分県中津市豊田町14番地38

特定非営利活動法人中津文化協会

理事長　里見　隆彦